

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策
岡谷市スポーツ施設の開放に伴う使用指針について

スポーツ振興課

1 スポーツ施設の開放再開に伴う基本的事項について

(1) スポーツ施設を使用するすべての利用者

- ①体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は使用禁止
 - ②手洗いや手指の消毒の徹底
 - ③咳エチケットの徹底
 - ④密閉、密集、密接の回避
 - ⑤こまめな施設の換気
 - ⑥来館者の安全を確保するため、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には、すべての方のマスク着用の徹底
- ※ただし、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする
- ⑦ソーシャルディスタンス（2m以上）を意識した行動とする。（競技中は除く）
 - ⑧使用中に大きな声での会話や応援等の禁止
 - ⑨同居家族や身近な知人、職場に感染が疑われる方がいる場合は使用禁止
 - ⑩過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があった方の使用禁止
 - ⑪過去 14 日以内に特定警戒都道府県（解除含む）への往来があった方の使用禁止
 - ⑫使用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告すること
 - ⑬各事項及び指定管理者等からの指導等が遵守できない利用者については、他の利用者等の安全を確保する等の観点から、施設の予約の取り消し及び途中退場を求めることがある

2 スポーツ施設の使用制限について

(1) 利用者の制限

- ①利用者については、長野県内の住民のみとする。
- ②中学生以下の使用については、指導者または保護者等の同伴とする。

(2) 利用人数の制限

- ①バドミントンコート 1 面分に対する個人及び専用使用については、概ね 10 名までとする。
- ②体育館半面分に対する専用使用については、概ね 20 名までとする。
- ③2A, 2B 会議室の使用については、概ね 15 名までとする。
- ④第 1 会議室及び運営室等の使用については、概ね 15 名までとする。
- ⑤屋内施設（③④を除く）については、同一空間内における在室人数を 100 名までとする。

⑥テニスコート 1 面分に対する個人及び専用使用については、概ね 20 名までとする。

⑦プール 1 コース分に対する個人及び専用使用については、概ね 15 名までとする。

(3) スポーツ施設の制限

①市民総合体育館、市営庭球場、市営球場、市民水泳プール、やまびこ国際スケートセンター等に整備されている観覧席については、必要に応じて使用を制限する。

②更衣室については、当面の間使用禁止とする。

③シャワー及び給水器については、当面の間使用禁止とする。(水泳プールは除く)

④トレーニングルームについては、当面の間使用禁止とする。

⑤体育館窓口のスポーツ用具(ボール、ニュースポーツ用具等)の貸出については、当面の間使用禁止とする。